

「介護職員等特定処遇加算」について

「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この件を受け、令和元年の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

介護職員等特定処遇改善加算の算定をするにあたり

- 1、現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
  - 2、現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、複数の取組を行っていること。
  - 3、賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化（ホームページ等で）を行っていること。
- という3つの要件を満たしている必要があります。

「介護職員等特定処遇加算対象施設」について

加算対象施設	介護職員処遇改善加算	サービス区分	介護職員等特定処遇改善加算
ニックス南訪問介護事業所	加算Ⅰ	訪問介護 訪問型サービス(独自)	特定加算Ⅰ
ニックス東訪問介護事業所			
ニックス中訪問介護事業所			
ニックス安芸訪問介護事業所			
ニックス訪問介護事業所			
ニックス佐伯訪問介護事業所			
ニックスヘルパー救急隊	加算Ⅰ	夜間対応型訪問介護	特定加算Ⅱ
ニックス佐伯ヘルパー救急隊			特定加算Ⅰ
ニックスデイサービス東	加算Ⅰ	通所介護 通所型サービス(独自)	特定加算Ⅰ
ニックスデイサービス南			特定加算Ⅱ
ニックスデイサービス五日市			特定加算Ⅰ
ニックスデイサービス西			特定加算Ⅱ
ニックスデイサービスセンター安芸府中			特定加算Ⅱ
ニックスデイサービスセンター府中浜田			特定加算Ⅰ
ニックスデイサービスセンター花咲楼	加算Ⅰ	(介護予防)認知症対応型通所介護	特定加算Ⅱ
ニックスヘルパー・ナース 24	加算Ⅰ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	特定加算Ⅱ
ニックス佐伯ヘルパー・ナース 24			特定加算Ⅰ
ニックス安芸ヘルパー・ナース 24			特定加算Ⅱ
ニックス安芸府中ヘルパー・ナース 24			特定加算Ⅱ

グループホームかぐや姫	加算 I	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	特定加算 II
グループホーム花咲楼			特定加算 I
グループホーム金太郎			
グループホーム桃太郎			
レスパイトケア住マイル五日市	加算 I	(介護予防)短期入所生活介護	特定加算 I
レスパイトケア住マイル安芸			
ニックスマルチケア東	加算 I	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	特定加算 II
ニックスマルチケア安芸府中			特定加算 I

## 「職場環境要件等について」

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容については次のとおりです。

職場環境	当事業所としての取り組み
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</li> <li>○職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施</li> </ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> <li>○エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入</li> </ul>
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度などの充実、事業所内託児施設の整備</li> <li>○有給休暇が取得しやすい環境の整備</li> </ul>
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施</li> </ul>
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</li> </ul>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> <li>○地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</li> </ul>